

この書面は、支給認定保護者がポラリスこども園での特定教育・保育の開始にあたり、契約締結に際して、ご理解いただく内容を説明するものです。

1 項 施設運営主体

| | |
|---------|-------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人 大五京 |
| 所 在 地 | 京都市北区衣笠衣笠山町 10 番地 |
| 電 話 番 号 | 075-463-8703 |
| 代表者氏名 | 理事長 杉本五十洋 |

2 項 利用施設

| | |
|---------|--|
| 施設の種類 | 幼保連携型認定こども園 |
| 施設の名称 | ポラリスこども園 |
| 施設の所在地 | 大阪市淀川区西宮原 3 丁目 3 番 101 号 |
| 連絡先 | 電話番号 06-6392-0025 FAX 06-6392-0026 |
| メールアドレス | polaris@dai5kyo.or.jp |
| ホームページ | https://www.dai5kyo.or.jp/polaris/ |
| 管理者 | 園長 加藤 智子 |
| 対象児童 | 保育を必要とする満3歳未満の乳幼児 及び満3歳以上の小学校就学前児童 |
| 利用定員 | ○1号認定の子ども 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども 以外の子ども 15人 ○2号認定の子ども 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要と する子ども 144人 ○3号認定の子ども 満3歳未満で保育を必要とする子ども 102人 (3号認定の子どものうち満1歳未満の子ども 18人) |
| 開設年月日 | 平成27年4月1日(保育園より移行) |

3 項 施設の目的及び運営方針

ポラリスこども園(以下「当園」という。)では、乳幼児期における教育及び保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う最重要なものであるとの認識のもと、これらの子どもに世界的視野に立った質の高い実践教育と支給認定保護者(以下「保護者」という。)に信頼される育児システムの提供を目的としています。

- (1) 「当園」は、育児のパートナーとして、あらゆる育児支援サポートを提供し、専門機関として保護者から信頼される乳幼児の教育及び保育を行う。
- (2) 「当園」は、保護者の協力を得て、多くの良質な体験を通して自信を持たせ、乳幼児一人ひとりの成長目標を達成する。
- (3) 「当園」は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）及び就学前の子どもに関する教育及び保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号、以下「認定こども園法」という。）並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、乳幼児の発達と幼保連携型認定こども園、子育て家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成する。
- (4) 「当園」は、独自の専門機能や様々な社会資源との連携を図りながら、乳幼児と保護者に対する育成支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (5) 「当園」は、「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基礎を定める条例(平成 19 年大阪府条例第 92 号)」その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

4 項 「当園」における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------|---|
| 敷地 | | 764.69 m ² |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 3 階建てのうち 1, 2, 3 階 |
| | 延床面積 | 764.69 m ² |
| 園庭 | | 敷地内園庭 194.45 m ² 屋上園庭 434.8 m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|--------|-----|---|
| ほふく室 | 1 室 | マーキュリークラス（満 0 歳児） |
| 乳児室 | 1 室 | ビーナスクラス（満 1 歳児） |
| 保育室 | 5 室 | マースクラス（満 2 歳児） ジュピタークラス（満 3 歳児） ネプチューンクラス（満 4 歳児） プラネットクラス（満 5 歳児） フリールーム |
| 事務室 | 1 室 | 医務コーナー設置 |
| 調理室 | 1 室 | |
| ランチルーム | 1 室 | |
| 調乳室 | 1 室 | |

5 項 提供する保育等の内容

「当園」は、認定こども園法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育、その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（子ども・子育て支援法第 20 条第 3 項に規定する「保育必要量」をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) ビュッフェランチの提供
幼児クラスは、ランチルームでビュッフェスタイルをとり、自分で取った物と量は自己責任において残さず食べる。又、偏食矯正を強いられることなく、日々、自らの意思で偏食を克服していくように促す。又、年齢に相応しい食事マナーも体得するよう指導する。
- (3) 送迎
実施しない
- (4) 預かり保育・時間外保育
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第 8 条に規定する時間の範囲内において、預かり保育・時間外保育を提供する。
- (5) ネイティブイングリッシュ・シャワー
乳児クラスには、ネイティブイングリッシュ・ティーチャーを配し、ネイティブイングリッシュ・シャワーを注ぐことで潜在的に英語のリスニング能力と発音能力の習得を目指す。日本語耳が構築されていない乳児期にこそネイティブイングリッシュ・シャワーが最も効果的と期待する。
- (6) 教育・保育内容の充実
各領域に係る専門的アプローチ、天然芝生の屋上、歌唱指導、鍵盤ハーモニカ、文字遊び、数遊び、運動遊び、安田式遊具の使用、看護師の常駐、小児救急対応、フッ化物洗口、年長児眼科検診、園外保育など充実した内容を提供する。
- (7) 保育に係る行事等
運動会・劇発表会・音楽祭の他、年間行事予定で事前にお知らせする。
- (8) 臨床スキル研究所
子どもの成育段階には、一人ひとりに様々な変化・特性がある。
特に 3 歳前後は自我や嗜好の確立が始まり、不完全な言語表現や理解能力では、十分な相互理解が出来ず、子ども達が何をしようとしているか、何を必要としているか悩むことが少なくない。専門家による科学的な発達検査やカウンセリングで第三の眼で観た子どもの状況を知ることは、保護者の育児ストレスを軽減することにつながる。個別の子どもの発達や行動特性の把握には、法人の臨床スキル研究所の発達心理専門スタッフが相談に応じ、育児不安を解消できるようにする。

(9)子育て支援事業

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条に規定する子育て支援事業のうち、当園は、第2号の事業を実施する。実施内容として、日中の時間帯に電話または、当園において面談する等の相談事業を実施する。

その他

*受け入れ可能な範囲で一時保育を行う※。又、入園決定児に、入園前2週間は一時預かりとして準備保育を推奨実施することができる。

*ポラリスこども園の自主事業として休日保育を実施する※。

(※注 一時保育、休日保育については園のしおり参照)

6項 職員の職種、員数及び職務の内容

教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、認定こども園法、その他の関係法令の定めにより、次のとおりとします。

(1) 園長 1名 (常勤専従)

園長は、法人理念、理事長の方針に則り、全職員を指揮監督し、業務水準の向上と遂行に責任を持って園児を全体的に把握し、園務を司る。

(2) 園長代理 1名 (常勤専従)

園長を助け、業務水準の向上と遂行に責任を持ち、園務を司る。

(3) 主幹保育教諭 (常勤専従)

園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育保育を司る。

(4) 保育教諭 (常勤専従、非常勤を含む、定められた基準以上の人数)

園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 看護師 1名

専門的立場から全ての園児の保健及び環境衛生の実態を把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養、心身の健康等に関する課題を持つ園児及び保護者の指導及び支援を行う。

(6) 薬剤師 1名 (非常勤)

園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 栄養士 1名 (常勤専従)

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1～2歳児の乳児食及び2歳児以上の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。又、「当園」の栄養士の職務には、子どもに有害な食材の発見、排除を促進することも含む。法人として栄養士間の情報交換を重ねながら有害食品の排斥に努める。

(8) 調理員 (常勤専従、非常勤を含む、定められた基準以上の人数)

栄養士の作成した献立に基づき、子どもに喜ばれる給食及びおやつを調理提供する。幼児クラスでは食事マナーの体得にも努める。

- (9) 専門講師（常勤専従1名） ネイティブイングリッシュ講師
乳幼児期にネイティブイングリッシュ・シャワーをかけ、ネイティブリスニング、発音の体得を図る。
- (10) 小児科医，歯科医，眼科医，（非常勤）各1名

7項 教育・保育を提供する日

教育・保育を提供する日は次のとおりとします。

- (1) 「当園」の教育・保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。ただし，1号認定子どもは月曜日から金曜日までとする。
- (2) 「当園」の休業日は年末年始（12月29日から1月3日），祝祭日，国民の祝日に関する法律に規定する日とする。ただし，夏季休業，冬季休業，土曜日においては，1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。
- (3) 1号認定子どもの休業日
夏季休業，冬季休業を下記の期間とし，1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。（休業日は，年度により前後する場合があります）
- ・夏季休業 7月24日～8月23日頃
 - ・冬季休業 12月25日～1月6日頃

| 認定区分 | 対象者 | 休園日 |
|----------|---------------------------------|--|
| 1号認定の子ども | 満3歳以上の小学校就学前児童のうち，2号認定子ども以外の子ども | 土，日，祝祭日，及び年末年始(12月29日から1月3日) (*注)夏，冬期の長期休業日 |
| 2号認定の子ども | 満3歳以上の小学校就学前児童の内，保育を必要とする子ども | 日曜，祝祭日，年末年始 (12月29日～1月3日) |
| 3号認定の子ども | 満3歳未満で保育を必要とする子ども | 同上 |

(*注) 土曜日に行事がある場合はこの限りではありません。

保育が必要な場合には，上記の期間でも，保護者の申込みにより，預かり保育を利用することができます。

8項 教育・保育を提供する時間

支給認定区分により以下が利用可能な時間になります。

| 認定区分 | 教育・保育時間 | 利用可能時間 |
|----------|--------------------|-----------------------|
| 1号認定の子ども | 教育標準時間 (4時間程度) | 9時00分～14時00分 (*注1) |
| 2号認定の子ども | 保育標準時間 (最大11時間) | 7時00分～18時00分 (*注2) |
| 3号認定の子ども | 保育短時間 (最大8時間) | 8時30分～16時30分 (*注3) |

- (※注 1) 9 時 00 分より前、もしくは 14 時 00 分を超えて保育を必要とされる場合は、預かり保育を利用することもできますのでご相談下さい。
(別途、利用者負担が必要となり、条件により免除される場合があります。)
- (※注 2) 7 時から 18 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18 時から 19 時までの範囲内で、時間外保育として延長保育を提供致します。(時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。)
- (※注 3) 8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時から 19 時までの範囲内で時間外保育として延長保育を提供致します。(時間外保育の利用に当たっては、別途、利用者負担が必要となります。)

9 項 学年及び学期

「当園」の教育に係る学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了します。

2 前項の学年は、次の学期に分ける。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで。
- (2) 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで。
- (3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで。

10 項 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応

園児への食事・おやつ・離乳食を含めて自園調理にて幼児にはビュッフェ方式で提供します。

食事の提供は、保育を行う全ての日に実施します。ただし、幼児クラスの園外保育の場合は、お弁当の持参をお願いすることもあります。

- (1) アレルギー対応（*食物アレルギー対応マニュアル）

ビュッフェスタイルの為、原則として代替食又は、除去食で対応する。

食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば保育教諭・厨房職員が面談・相談を受けながら対応する。毎月の献立表又は食材変更の通知と保護者からの依頼応答により代替食又は除去食を用意する。

11 項 健康管理・衛生管理

「当園」は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて園の健康診断を行います。

- (1) 「当園」は、感染症又は食中毒の予防に努める。感染症又は食中毒が発生した場合は、蔓延しないよう衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

- (2) 「当園」は、緊急時に保護者と連絡が取れない場合は、看護師、保育教諭、保育士の一般的良識による処置が施され、また、園の判断により、病院、医院にて受診・治療を依頼する。

12 項 支給認定保護者に対する支援・地域への子育て支援

「当園」は、保護者に対する支援、地域への子育て支援を、子どもの利益を最優先して行うものとし、保護者と園とが協力して子どもの育ちを支えていく関係を築くよう努めます。

- (1) 「当園」は、障がいや発達上の支援を必要とする園児とその保護者に対して、十分な配慮のもと教育や支援を行い、発達や成長に関する正しい認識ができるよう支援を行う。
- (2) 「当園」は、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の適切で健康的な生活が維持できるよう保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。
- (3) ファミリーデイ（マタニティーを含めた子育て交流の場の提供）
実施曜日：原則として、第3水曜日 実施時間：10時～11時

13 項 利用者負担その他の費用の種類

「当園」の特定教育・保育を利用した保護者は、当園に対し、当該保護者が居住する市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとします。ただし、幼児教育・保育無償化対象となる保護者の支払いはありません。

- (1) 「当園」は、市町村から特定教育・保育に係る教育・保育給付費を法定代理受領する。ただし、法定代理受領を受けないときは、利用者から、特定教育・保育費用の全額の支払いを受けるものとする。
- (2) 「当園」は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供や質の向上を図るため、**別表**に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
- (3) 前項の利用者負担金など「当園」が保護者から支払いを受ける方法は、ゆうちょ銀行の口座振替とする。又、利用者の口座から振替ができなかった場合は、同月中に現金にて支払いを受けるものとする。

14 項 利用の開始に関する事項

「当園」は、1号認定保護者から利用の申し込みを受けた時、面接を行い、推薦、紹介、家庭事情及び過去（卒園児等）を考慮して決定します。2・3号認定は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けた時、これに応じるものとします。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではありません。

- (1) 利用申し込みがあった1号認定子どもの数および、現に当園を利用している1号認定子どもに係る園児の総数が、第3条第1号に規定する利用定員の総数を上回る場合。

- (2) 利用要請があった 2 号認定子ども又は、3 号認定子どもの数及び現に当園を利用している 2 号認定子ども又は 3 号認定子どもに係る園児の総数が、第 3 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する利用定員の総数を上回る場合。
- (3) 当園の現員からは利用申し込みに応じきれない場合。
- (4) その他、園児の受け入れに当たり、適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合。

2

- (1) 「当園」は、前項の選考の結果、内定した子どもについては、内定通知書により、その旨を保護者に通知するものとする。
- (2) 「当園」は、選考の結果、内定できない子どもについては、内定不承諾書により、その旨を保護者に通知するものとする。

3 「当園」は、入園を希望する保護者から市町村が定める支給認定に係る申請書又は、保育利用に係る申請書等が提出されたときは、速やかに該当書類を市町村に提出する。

4 「当園」は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ利用申込を行った保護者に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を紙媒体又は、電子媒体で交付し説明を行い、同意を得た後に利用契約を締結する。

5 重要事項内容は年度毎に内容の見直しを行い、必要に応じて改定する。

また、3号認定（乳児組）から2号認定（幼児組）に移行する際には、教育・保育の内容が大きく異なることに伴い、契約内容が変更される場合がある。保護者・利用者はその旨を確認、承諾することで契約を更新するものとする。

6 その他入園、利用に当たっての詳細な留意事項などについては、別途園のしおりにおいて提示するものとする。

15 項 利用の終了及び契約解除に関する事項

「当園」は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとします。又「当園」が定める所定の教育・保育課程を修了した園児には修了証書を授与します。

- (1) 園児が小学校に就学するとき。
- (2) 子ども子育て支援法第 24 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により、支給認定が取り消されたとき。
- (3) 保護者が退園を申し出たとき。
- (4) 保護者が支払うべき教育・保育サービスに係る利用料金を 2 箇月以上滞納し、期間を定めて催告したにもかかわらず支払わないとき。
- (5) 保護者と教育保育方針やその手法における意見の齟齬により、或いは契約不履行により相互信頼を喪失したとき。
- (6) その他、保護者の言動が他の児童や保護者など利用者の心身に相当な支障や影響を及ぼし、特定教育・保育を受ける保護者の公益を損ねるとき。

- (7) 事業者の認可又は事業所の確認が取消されたとき。
- (8) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができないとき。

16項 休園・閉鎖

病気その他の理由により休園を希望する保護者は、速やかに園長に申し出て下さい。

- 2 園長は、園児が感染症に罹患した場合や、そのおそれがある場合、又は災害その他の事由により、教育・保育上重大な影響があると認められる場合は、その事由が消滅するまで、園児の登園を禁じ、又は休園・休務とすることができる。
- 3 園長は、前項の規定により登園の禁止、又は休園・休務を決定したときは、速やかにその旨を大阪市に通知するものとする。

17項 嘱託医

「当園」は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・小児科

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 医療機関の名称 | はるなクリニック |
| 医院長名又は医師名 | 春名 令子 |
| 所在地 | 大阪市淀川区西三国 1-3-13 ウィング青山 202 |
| 電話番号 | 06-4807-5130 |

(2) 歯科

| | |
|-----------|-----------------------|
| 医療機関の名称 | 大塚歯科クリニック |
| 医院長名又は医師名 | 大塚 健司 |
| 所在地 | 大阪市淀川区三国本町 3-37-35-3F |
| 電話番号 | 06-6391-1193 |

(3) 眼科

| | |
|-----------|--------------------|
| 医療機関の名称 | おおうら眼科 |
| 医院長名又は医師名 | 大浦 嘉仁 |
| 所在地 | 大阪市淀川区新高 3-6-17-2F |
| 電話番号 | 06-6396-3636 |

18項 緊急時における対応方法（*救急時対応マニュアル）

「当園」の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、当園の手順書により必要な措置を講じます。

- (1) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者及び大阪市等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- (2) 「当園」は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに

- に、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- (3) 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

19 項 非常災害対策（*非常災害(地震)対応マニュアル）

「当園」は、園児の安全の確保を図るため、認定こども園法において準用する学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の規定により学校安全計画を作成します。非常災害に備えて、消防計画を作成する等、「当園」の手順書により、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。

又、土砂災害、水害地域の認識と知識を深め、その他緊急事態が生じたときは、「当園」の手順書により必要な措置を講じます。

| | |
|---------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応 |
| 防災設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・誘導灯 ・消火器 ・避難バッグ ・ガス漏れ報知器 ・カーテン、敷物、建具等の防災処理有 ・その他 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火訓練は毎月 1 回実施します |
| 管轄警察所 | 淀川警察署 |
| 管轄消防署 | 淀川消防署 |

20 項 利用者に対しての保険の種類・保険金額

「当園」では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 保険の種類 | 全国私立保育園連盟保険制度・スポーツ振興会 |
| 保険の内容 | 保育園児団体総合保険・災害共済給付制度 |
| 保険金額 | 1 名 2 億円/1 事故 10 億円 対物 200 万円 |

21 項 虐待の防止のための措置（*虐待児対応マニュアル）

「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の配置、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を実施し、必要な措置を講じます。

22 項 苦情解決（*京都経営者協会・CCN）

「当園」が提供した教育・保育に関して苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載されている苦情相談窓口及び第三者委員に苦情を申し立てることができます。

- (1) 「当園」は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、保護者に報告する。
- (2) 「当園」は、保護者が苦情を申し立てた場合に、これを理由として、保護者に対し一切の差別待遇をしない。

23 項 要望・苦情等に関する相談窓口

「当園」では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|-----------------------------|--------------------|---------------------|
| 「当園」 ご利用相談窓口 | ・窓口担当者 園長代理 | |
| | ・苦情解決責任者 園長 | |
| 第三者委員 | ・電話番号 06-6392-0025 | |
| | F A X 06-6392-0026 | |
| 担当者が不在の場合は、「当園」職員までお申し出下さい。 | | |
| 第三者委員 | 京都経営者 | 電話番号 075-205-5417 |
| | 協会 C C N | 石垣一也 中西明子 中川博暁 廣田尚久 |

※「当園」では、上記の他、ホームページからのご意見メールも受けています。

※苦情の内容・解決の実績等は、ホームページに掲載しています。

24 項 記録の整備

「当園」は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存とし、認定こども園園児指導要録については20年間保存します。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画。
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録。
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録。
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録。
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録。

25 項 個人情報の保護

保護者は「当園」が教育・保育の実施に必要な為に提出を求めた情報や映像・音声などの露出を拒否することができます。その際には、その対象物、期間、映像識別度範囲、露出禁止範囲などについて書面で申告していただきます。又、それにより被る不利益は享受しなければなりません。

- 2 「当園」は、利用者から知り得た個人情報については、保護者・利用者から別途、文書で承諾を得た使用目的及び社会通念上一般的な教育・保育の為に使用する以外には使用せず、適切に管理保管するものとする。又、業務上知り得た保護者・利用者の個人情報については、退職後も含めて漏洩しない雇用契約を締結した上で職員を雇用する。
- 3 「当園」は、保護者から提出された書類の個人情報について、お預かりした個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱うこととする。以下の目的以外での利用が必要となった場合には、あらかじめその旨のご連絡をし、了解されたものに対して取扱うこととする。
 - (1) 当園の運営及び管理（園児の教育、保育活動の企画立案、実施、健康及び安全管理の向上等）のため

- (2) 「当園」の各種サービスの案内，提供，ご契約の維持管理のため
- (3) 業務に関する情報提供・運営管理，サービスの充実のため
ICT利用による電子通信の為のサーバーへの情報保管を行うこと。
- (4) 園児名簿の作成のため
- (5) 園児，保護者との連絡や情報提供のため（園だより、お誕生月の名前紹介など）
- (6) その他保育活動を適切かつ円滑に行うため
- (7) 費用の請求及び収受に関する事務
- (8) 公的関係各所や学校等の連絡，情報提供のため
* 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
* 他の保育園（所）等へ転園する場合、その他兄弟が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
* 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- (9) 病院，通院，薬局機関等で使用するため

4 「当園」は、園内で及び園外で当園関係職員が撮影した写真や動画を以下の利用目的の範囲内で取り扱うこととする。

- (1) 「当園」が管理・保有するホームページ及び、保護者へ配信するメールや SNS
- (2) 職員採用・園児募集の広報

5 「当園」を利用する子どもの保護者・利用者は、園内で撮影した写真や動画、及び園で販売している写真等を使用する場合は他児の個人情報の流出のないように取扱うこととする。

26 項 情報提供義務

「当園」を利用する子どもの保護者・利用者は、子どもが教育及び保育・子育て支援を受けるにあたり，健康状態や発達状態（療育機関通所、トレーニング機関利用、サポート機関利用など）、懸念事項など保育教諭が必要とする子どもに関する全ての最新情報を「当園」にあらかじめ申告しなければなりません。重要な情報の提供不足によって支障が生じた場合，当園は免責されるものとします。

また、保育中の保護者への緊急連絡先は、常に有効であること。変更がある時は、前もって連絡すること。

- * 園児の保育に必要な健康状態，飲食物規制等（アレルギー等による除去が必要な食材、離乳食の未摂食々材を含む）についての情報は漏れなく事前に申告すること。
- * 園児に対する保育教諭、保育士、看護師、栄養士、調理師の保育、援助上に必要となる注意事項は事前に申告すること。
- * 保育中の保護者への緊急連絡先は、常に有効であること。また変更がある時は、前もって連絡すること。

27 項 業務の質の評価

「当園」は、教育・保育の質及び運営水準の向上を図るため、運営状況について自ら評価を行うとともに、外部の評価を受け、改善のための必要な措置を講じます。保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回以上行い、認定こども園の自己評価結果については、公表します。

28 項 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

| 項目 | 受審・実施状況 | 受審・実施結果 |
|--------------------------|-----------|------------------------|
| ISO 9001 JQA（日本品質保証機構）認証 | 毎年度受審 | ISOの審査機構にて2000年以來認証継続中 |
| 自己評価の実施状況 | 内部監査（毎年度） | レビューとPDCAサイクル |
| 保護者アンケート | 毎年実施 | 結果の分析・振り返りと改善 |
| 第三者評価 | 令和7年度受審 | ワムネットに掲載 |

29 項 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により、公表、公示された事実の有無 ありません

30 項 「当園」におけるその他の留意事項

| | |
|----------------|--|
| 喫煙 | 「当園」の敷地内は禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は禁止します。 |

31 項 損害賠償

「当園」は、教育・保育の提供にあたり「当園」の責に帰すべき事由により保護者及び、保護者の園児に損害を与えた場合に賠償します。

32 項 相互信頼の原則

「当園」は、保護者・利用者が「当法人」の理念・方針に賛同・理解の上、協力を得て子どもに最善を尽くすものとします。従って、「当園」と保護者・利用者の方に方針の不一致が明らかとなり、相互信頼の維持が困難になった場合は、契約解除をすることができるものとします。

2 カスハラ被害が生じた場合の対応

「当園」は、実際にカスハラが生じた場合、当該職員や目撃した職員からの聞き取り、園内カメラの映像、医師の診断書等をもとに、状況に応じて以下の対応をとります。

- (1) 警察への通報、被害届の提出、警備会社への通報
- (2) 弁護士への対応依頼、民事調停、民事保全、民事訴訟などの法的手続
- (3) 状況に応じて、カスハラ加害者に対する面談対応の終了、当園と同加害者との連絡を書面等に限って行うものとする措置、園敷地内への立入禁止要請、被害職員への接近禁止の措置、退園措置をとることがあります。

33 項 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------|------|-------|-------|-------|
| 1号認定子ども | 満3歳児 | | 1 | 0 |
| | 3歳児 | 2 | 2 | 9 |
| | 4歳児 | 9 | 3 | 3 |
| | 5歳児 | 4 | 7 | 1 |
| 2.3号認定子ども | 0歳児 | 9 | 15 | 18 |
| | 1歳児 | 24 | 24 | 30 |
| | 2歳児 | 30 | 29 | 24 |
| | 3歳児 | 39 | 30 | 26 |
| | 4歳児 | 35 | 37 | 29 |
| | 5歳児 | 37 | 35 | 36 |

附則

この重要事項説明書は、平成27年3月28日 作成
 平成27年12月10日 改訂
 平成28年12月10日 改訂
 平成29年2月17日 改訂
 平成30年3月1日 改訂
 平成31年3月1日 改訂
 令和元年10月1日 改訂
 令和2年3月1日 改訂
 令和3年3月1日 改訂
 令和4年3月1日 改訂
 令和5年3月1日 改訂
 令和6年3月1日 改訂
 令和7年3月1日 改訂
 令和8年3月1日 改訂

別表 毎月の諸経費

1) 全員が対象となるもの（金額は全て内税です）

| | 幼児組(1号認定) | 幼児組(2号認定) | 乳児組(3号・2号認定) |
|------------------|---|-----------|--|
| 保育料 | 9:00～14:00 無償 | 無償 | 大阪市が決定した額を園に納入して頂きます(※注1) |
| 教材・保育環境推進維持費・教材費 | 9,500 円 | 9,500 円 | 5,000 円 |
| | 基準超配置人件費・園外保育費・基準外教育強化講師・教材費・フッ化物洗口・園庭・屋上・遊具設置整備維持費・月間絵本・ビュッフェ提供費など | | 基準超配置人件費・ネイティブイングリッシュ・教材費・園庭・屋上・遊具設置整備維持費など |
| 給食費 | 7,800 円/月 | 7,800 円/月 | 0 円/月 |
| | 玄米・亜麻仁油の使用、トランス脂肪酸を含まないパンの提供・ビュッフェでの5品の副食の提供、厳選した良質食材の使用・日田天領水の提供など | | 運営費から出ている為徴収なし |
| 園児保険 | 日本スポーツ振興センター 243 円/年 | | |
| | 運動服(長袖) 2,400 円(半袖) 2,200 円 Tシャツ 900 円 運動ズボン 2,500 円 トレーナー 3,350 円 スウェットパンツ 3,250 円 上靴 2,600 円 下靴 1,100 円 (4,5歳児) 文字ドリル 2,500 円 鍵盤ハーモニカ 6,700 円 (5歳児) 卒園アルバム 3,500 円 宿泊保育 14,500 円 | | カラー帽子 650 円 日除け付きカラー帽子 1,200 円 (0,1歳児を除く) 乳児組歯ブラシ 2,100 円/年 |

※大阪市から通知のあった免除対象の幼児は、上記金額より 4,800 円(副食費)の免除有

2) 希望者利用(月額若しくは利用時)(金額は全て内税です)

| | |
|------------------------|---|
| ・リース布団 | 2,000 円/1 ヵ月, 400 円/1 回 |
| ・紙おむつ | 2,510 円/1 ヵ月 40 円/1 枚 |
| ・水遊びオムツ | 130 円/1 枚 |
| ・朝食 | 550 円/1 食 |
| ・夕食 | 800 円/1 食 |
| ・離乳食(ご家庭用真空パック) | 初期 400 円/1 食 中期 450 円/1 食・後期 500 円/1 食 |
| ・オプションネイティブイングリッシュ(幼児) | 6,700 円/月 |

(※注) 布団の持参を忘れられた場合は、リース布団(有料)を使用させていただきます。

*月極料金以外の費用は毎月末で翌月の口座振替に合算させていただきます。

*その他、お泊り保育等の費用等があります。

延長保育料

| | 保育短時間認定児 ※日中 | | 1号認定含む全園児 ※午後18時以降 |
|-------|-----------------|-------------|------------------------|
| 利用時間 | 7:00~8:30 | 16:30~18:00 | 1時間延長 (18:00~19:00) |
| 月額 | 5,900円/月 | 3,900円/月 | 2,900円/月 |
| 単発利用 | 500円/30分 | | |
| 19時以降 | <u>300円/5分</u> | | |

※事前に利用申し込みをお願いします。

【新2号認定 時間外（延長）保育料金表・不定期利用】 ※償還払い有り

| 時間 | 金額 |
|-------------|------|
| 7:00~9:00 | 450円 |
| 14:00~18:00 | 450円 |

1号認定

(14:00~18:00) は1時間 500円・長期休暇中と土曜日 (9:00~14:00) は1,000円

※「当園」は、現金で上記費用の支払を受けた場合に領収証を発行します。ただし、口座振替で徴収した場合は、領収書の発行を省略致します。

以 上